

日薬業発第382号
令和2年1月14日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

令和元年度における実務実習の実施状況を踏まえた課題と対応について

平素より本会会務に格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

このほど、薬学実務実習に関する連絡会議（以下、連絡会議）において、令和元年度からの薬学教育モデル・コアカリキュラム（改訂版）に基づいた実務実習の実施状況を踏まえた課題及び今後関係者が取り組むべき課題が示され、関係団体宛に連絡がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、昨年6月より連絡会議が実施した、大学の自己点検調査及び病院・薬局へのアンケート調査を踏まえて取りまとめられたものです。

連絡会議からは3つの事項について課題と対応が示されており、事項①（ガイドラインの周知）、事項③（大学、病院、薬局の連携）については、大学の取り組みがより積極的に求められており、事項②（代表的な疾患の対応）については、「実務実習では、各実習施設の実状に合わせて可能な範囲で実施すること。なお、代表的な疾患を中心として様々な症例や薬物療法に広く関わるのが趣旨であるため、その他の疾患にも適切に対応すること。」と示されております。

代表的な疾患の対応については、本会が第Ⅰ期・第Ⅱ期の受入薬局を対象に実施したアンケート（現在取りまとめ中）においても課題として報告されておりますが、各受入薬局におかれましては、代表的な疾患として示された8疾患については、実習生が様々な疾患に幅広く対応することを本旨として実習に取り組まれますよう、受入施設へのご周知をお願い申し上げます。

記

令和元年度における薬学実務実習の実施状況を踏まえた課題と対応について
（令和元年12月26日、薬学実務実習に関する連絡会議）

以 上

令和元年度における薬学実務実習の実施状況を踏まえた課題と対応について

令和元年12月26日
薬学実務実習に関する連絡会議

「薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）」に準拠した実習が初めて行われた令和元年度における実施状況の自己点検調査（大学）及びアンケート調査（病院・薬局）結果を踏まえた、主な課題及びその対応を別紙のとおり示すので、各大学及び実習施設（病院・薬局）におかれては、もう一度点検を行っていただき、改善すべき点があれば改善した上で、令和二年度以降の薬学実務実習を実施いただくようお願いします。

- ・（別紙） 令和元年度における薬学実務実習の実施状況を踏まえた課題と対応

【薬学実務実習に関する連絡会議事務局】

文部科学省高等教育局医学教育課
薬学教育係

TEL: 03-5253-4111（内線 3326）

FAX: 03-6734-3390

E-mail: igaku@mext.go.jp

(別紙) 令和元年度における薬学実務実習の実施状況を踏まえた課題と対応

事項	主な意見(課題)	これまでの提示内容	対応
		薬学実務実習に関するガイドライン【抜粋】	
①実務実習ガイドラインの周知	・指導薬剤師がガイドラインを把握していない ・担当教員がガイドラインを理解していない	「薬学実務実習に関するガイドライン」(H27.2.10) 前文 6行目～ 本ガイドラインには、大学が主導的な役割を果たし、実習を行う病院および薬局施設(以下、実習施設)と円滑に連携して、「薬学実務実習の在り方・目標」に述べる実習が実現されるよう、実習の水準の確保・向上のための様々な工夫等を盛り込んでいる。 本ガイドラインの内容を良く理解いただき、臨床準備教育から実習において学生が高い臨床対応能力を習得できるよう大学・実習施設で本ガイドラインを十分活用いただきたい。	・大学および実習施設で「実務実習に関するガイドライン」の内容が必ずしも周知されていないことから、各大学は実習説明会等において、担当教員・指導薬剤師等に対して適切な方法でガイドラインの周知を行うこと。
②代表的な疾患の対応	・該当診療科がなく、8疾患を対応できない ・他にも重要な疾患が多くある ・時期により対象患者がいない	「薬学実務実習に関するガイドライン」(H27.2.10) 1. 薬学実務実習の在り方・目標 2) 公平で幅広く参加・体験できる実習 薬物療法に関しては、モデル・コアカリキュラムに、すべての実習生がどの実習施設でも標準的な疾患について広く学ぶことを目的として「代表的な疾患」が提示されている。大学及び実習施設は、実習生が実習施設によって体験できる症例や参加できる事例等に不公平が生じないように努める。 ※「代表的な疾患」: がん、高血圧、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患、感染症	・モデル・コアカリキュラムに示されている「代表的な疾患」については、標準的な疾患について広く学ぶことを目的として提示されているが、実務実習では、各実習施設の実状に合わせて可能な範囲で実施すること。なお、代表的な疾患を中心として様々な症例や薬物療法に広く関わるのが趣旨であるため、その他の疾患にも適切に対応すること。
③大学、病院、薬局の連携	・実習内容や実施計画書の作成方法がわからない ・実習内容をどのように連携すればよいかわからない ・大学から連絡がない、大学が実習を丸投げである	「薬学実務実習に関するガイドライン」(H27.2.10) 1. 薬学実務実習の在り方・目標 3) 大学、病院、薬局の連携 モデル・コアカリキュラムの趣旨を踏まえ、大学－病院実習－薬局実習の学習の連携を図り、一貫性を確保することで、学習効果の高い実習を行う。 実習施設と大学は、臨床準備教育の内容や実習生の情報等を共有することで、より実践的な学習に円滑に進められるよう努める。また、病院、薬局は、実習施設間で実習生の実習した内容やその評価等を共有することで、重複する目標の指導を分担し、「代表的な疾患」の体験等を連携して実施し、実習生に効果的で効率的な実習を行う。 実習施設では、「実務実習実施計画書」を作成し、実施計画書の作成には大学が積極的に関与し、その計画書通りに実習が実施されているか常に確認を行う。 実習指導に携わる薬剤師は、施設全体で実習生についての情報、実施計画書の内容を共有し、円滑な連携の中で実習を行うことが必要である。	・大学が実務実習実施計画書の作成に関与し、必ず実習施設(病院・薬局)と実習内容の調整を行うこと。 ・実習期間中についても、各大学が主導となって実習の実施状況を確認すること。 ・病院と薬局の連携については、大学が主導となって各実習施設に連携方法等を周知し、実習の実施に責任を持つこと。